

第12回「保育所保育指針」改定に関する検討会

- 1 日時 平成19年7月13日（金）14：00～17：00
- 2 場所 厚生労働省17階 専用21会議室
- 3 議題 改定の方針等について
○中間報告骨子案について
○改定案（第1章～第7章）の内容について
- 4 配付資料
 - 資料1 保育所保育指針の改定について（中間報告）骨子案
 - 資料2 保育所保育指針の全体構成案
 - 資料3 保育所保育指針たたき台修正案
 - 第1章「総則」
 - 第2章「子どもの発達」
 - 第3章「保育の内容」
 - 第4章「保育の計画及び評価」
 - 第5章「健康及び安全」
 - 第6章「保護者に対する支援」
 - 第7章「職員の資質向上」
 - 資料4 前回（第11回）における主な意見

保育所保育指針の改定について（中間報告）（骨子案）

1. 改定の背景

- 子どもの生活環境や保護者の子育て環境が変化する中で、保育所に期待される役割が深化・拡大している。
 - ・ 質の高い養護や教育の機能
 - ・ 保育所に入所する子どもの保護者や、地域の子ども・保護者に対する支援

2. 改定に当たっての基本的考え方

- 質の向上の観点から、大臣告示化により最低基準としての性格を明確化する。
- 各保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化を図る。（現行の13章を7章に再編・整理する）
- 保育現場・保護者の理解が深まるよう、明解で分かりやすい表現を用いる。
- 指針と併せて、これを補足する解説（ガイドライン）を作成する。

3. 改定の内容

- 保育所の役割
 - ・ 保育所の役割について、「保育所保育指針」に明確に位置付けることが必要。併せて、入所する子どもの保護者に対する支援、地域における子育て支援など保護者に対する支援を行う役割を担っていることを明確化すべき。
 - ・ 保育士の業務を明確化するとともに、職員間の連携や地域との連携についても明示することが必要。
 - ・ 保育の内容に関する対外的な説明責任など、保育所の社会的責任を明確化すべき。
- 保育の内容、養護と教育の充実
 - ・ 保育所における保育は、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成することをその特性としている。このことについて共通理解を形成し、養護と教育の充実を図るため、その意味内容を明確化すべき。
 - ・ 保育の「ねらい」と「内容」については、保育の目標を達成するための具体的内容把握の視点として、養護と教育の両面から示すことが有効であるが、実際の保育においては、常に養護と教育が一体となって展開されることに留意することが必要。
 - ・ 「保育の内容」の大綱化を図る観点から、どの発達過程区分にも共通する基本的な事項を示すべき。
 - ・ 誕生から就学までの長期的視野と発達の連続性を踏まえた子どもの発達の道筋を示すことが必要。
 - ・ 子どもの健康・安全及び食育について、「保育所保育指針」に明確に位置付けるとともに、その取組の方針や具体的な活動の企画立案等の業務につき専門的職員が担当するなどして、健康・安全及び食育に配慮した保育が計画的に展開されるべき。

○ 小学校との連携

- ・ 子どもの生活や発達の一貫性を踏まえ、小学校教育への接続に向けた保育内容の工夫等が必要。
- ・ 子どもの育ちを支えるための資料が小学校に送付され、活用されることが必要。

○ 保護者に対する支援

- ・ 保育所は、その特性や保育士の専門性を生かし、保育所に入所している子どもの保護者や地域の子育て家庭を積極的に支援するという役割を果たしていくべき。
- ・ 保護者とともに子育てに関わるという視点が重要。
- ・ 子どもや保護者の意向を尊重し、保護者の養育力の向上及び子どもとのより良い親子関係の構築に結び付くような支援が行われることが求められる。

○ 計画・評価、職員の資質向上

- ・ 保育所は、保育の計画の作成及びそれに基づく実践を行うとともに、その保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めることが必要。
- ・ 自己評価等を踏まえ、研修や自己研鑽等を通じて、職員の資質向上及び職員集団の専門性の向上を図ることが必要。
- ・ 保育所の質の向上のため、施設長の責務を明確化することが必要。

4. 改定に伴う今後の検討課題

○ 「保育所保育指針」の趣旨・内容の保育現場等への伝達及び普及

- ・ 「保育所保育指針」が保育の関係者に十分理解され、保育現場において日常的に活用されるよう、保育所職員の研修の充実や行政機関に対する周知等が必要。また、同指針が保護者にも理解されるよう、広く社会への伝達・普及を図ることが必要。
- ・ 指定保育士養成施設における講義・演習内容等の見直しが必要。

○ 保育内容の充実に資するための制度改正

- ・ 保育の内容を規定する児童福祉施設最低基準第35条に、養護及び教育を一体的に行うという保育所保育の特性を明記することが必要。

○ 保育に従事する人材の確保と定着

- ・ 保育士等が将来にわたって働き続けられるよう、保育に従事する人材を安定的に確保し、その定着を促進することが必要。

○ 保育環境等の整備

- ・ 保育内容の充実、保健や安全の確保及び食育の推進等の観点から、必要な財源の確保や業務の効率化の推進とあわせ、保育環境の改善・充実のための方策について検討することが必要。
- ・ 保育所の職員の資質向上等の観点から、研修の内容や実施方法の改善、職員の研修への積極的参加、保育所外の人材の積極的活用が図られることが必要。

○ 保育の質の向上のためのプログラムの策定

- ・ 保育の内容の改善、これに伴う保育環境の整備や運営の合理化・効率化などの施策を一体的・計画的に推進するためのプログラムを策定することが必要。

第1章 総則

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
 - (1) 保育の目標
 - (2) 保育の方法
 - (3) 保育の環境
4. 保育所の社会的責任

第2章 子どもの発達

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程
 - (1) I期（おおむね6か月未満児）
 - (2) II期（おおむね6か月から1歳3か月）
 - (3) III期（おおむね1歳3か月から2歳児）
 - (4) IV期（おおむね2歳児）
 - (5) V期（おおむね3歳児）
 - (6) VI期（おおむね4歳児）
 - (7) VII期（おおむね5歳児）
 - (8) VIII期（おおむね6歳児）

第3章 保育の内容

1. 保育のねらい及び内容
 - (1) 養護に関わるねらい及び内容
 - ア 生命の保持に関わるねらい及び内容
 - イ 情緒の安定に関するねらい及び内容
 - (2) 教育に関するねらい及び内容
 - ア 健康
 - イ 人間関係
 - ウ 環境
 - エ 言葉
 - オ 表現
2. 保育の実施上の配慮事項
 - (1) 保育に関わる全般的な配慮事項
 - (2) 乳児保育に関わる配慮事項
 - (3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項
 - (4) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項

保育所保育指針第 1 章「総則」 たたき台(修正案)

第 1 章 総則	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
1. 趣旨	<p>(1) この指針は、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。</p> <p>(2) 各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じ創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。</p>	<p>○指針改定の背景 (例)</p> <p>①子どもの生活環境や保護者の子育て環境の変化の中で、保育所に期待される役割や機能の深化・拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所に入所する子どもの保育とともに、その保護者の子育て支援、地域の子どもの育ちや保護者の子育てを支える機能 ・就学前の子どもの質の高い養護や教育の機能 等 (認定こども園の創設、幼保連携の流れにも言及) <p>②各保育所が適切にその役割や機能を発揮できるように、保育所が果たすべき役割・機能を再確認し、保育所の根幹である保育内容を高める観点から、保育内容の指針である保育所保育指針の見直し改善 等</p> <p>○改定の留意点 (例)</p> <p>①各保育所の保育内容の質を確保するため、告示化によって規範性を有する最低基準としての性格を明確化</p> <p>②保育の質の向上のための各保育所の創意工夫や取組を促すために、内容の大綱化を図る</p> <p>③保育内容に関する事項と保育内容に関連する運営に関する事項を整理する</p> <p>④保育現場での保育実践に日常的に活用され、子どもの育ちに対する保護者の理解が深まるように、指針の明解性を高めるための内容の見直し</p> <p>○大臣告示として規定する意義、指針の性格</p> <p>○規範性を有することの意義、保育所の創意工夫との関わり</p> <p>○保育の内容に関する事項、運営に関する事項の意味内容及び指針全体の構成内容</p> <p style="text-align: right;">等</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
2. 保育所の役割	<p>(1) 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、保育に欠ける乳幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。</p> <p>(2) 保育所は、その目的を達成するために、<u>保育の専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。</u></p> <p>(3) 保育所は、<u>入所する子どもを保育するとともに、その特性をいかし、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び、地域の子どもの保護者に対する子育て支援を行う役割を担うものである。</u></p> <p>(4) 保育所における保育士は、<u>児童福祉法第18条の4に基づき、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもの保育及び保護者に対する保育に関する指導（以下「保育指導」という。）を行うものである。</u></p>	<p>○子どもや保護者をめぐる社会的環境の変化と保育所の今日的役割と意義</p> <p>○保育所の担う役割・機能</p> <p>○「保育の専門性」の説明</p> <p>○子どもの保育</p> <p>○保護者に対する支援</p> <p>○保育所保育で大切にされるべき理念等（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人一人が周囲から「主体」として受け止められ、情緒の安定と自己肯定感を基盤に、人との関わりや環境との関わりを通して生きる力の基礎を培うこと ・0歳から就学前まで、養護（生命の保持と情緒の安定）と教育が一体的に発揮されること ・子どもの生活リズムを尊重するとともに、子どもの思いに保護者の意図を重ねた保育環境づくりが必要であること ・そのように用意された環境の基で、子どもたちが自ら人やものと能動的に関わることのできる状況を実現すること ・保護者の代替ではなく、保育士等と保護者が協同して子どもを育てる基本姿勢が重要であること
3. 保育の原理 (1) 保育の目標	<p>ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。</p> <p>(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。</p> <p>(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。</p>	<p>等</p> <p>○保育所の有する特性（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育や子育ての専門性を有する職員集団 ・0歳から6歳までの就学前の子ども集団 ・様々な遊びや安定した生活ができる環境（保育室・屋外遊技場等） ・保護者同士の交流の機会 等 <p>○ア～カの意味内容</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
(2) 保育の方法	<p>(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切に育てるとともに、<u>自主、自律及び協調の態度を養い、道徳性や規範意識の芽生えを培うこと。</u></p> <p>(エ) <u>生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。</u></p> <p>(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたり、<u>相手の話を理解しようとする態度や言葉の豊かさを養うこと。</u></p> <p>(カ) 様々な体験を通して、<u>感性の豊かさを育み、創造性及び表現力の芽生えを培うこと。</u></p> <p>イ 保育所は、<u>保育所に入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者のより良い関係の構築を目指して、保育所の特性や保育士の保育指導の技術をいかして、その援助に当たらなければならない。</u></p> <p>保育の目標を達成するために、保育士等は子どもの個人差等に十分配慮し、次の事項に留意して保育しなければならない。</p> <p>ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。</p> <p>イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。</p> <p>ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程や発達の課題に応じて<u>保育すること。</u></p> <p>エ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団活動を効果あるものにするよう援助すること。</p>	<p>○関連して保育所において大切にされるべき事項 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの命を守り育てる保育所 ・「養護」の重要性、「教育」の重要性 ・情緒の安定と自己肯定感を基礎に人と関わり合う力を醸成すること ・自己発揮と他者の受容 ・聴く力、話す力、伝え合う力を育て、その喜びを共に味わうこと ・乳幼児期の特性や保育所の文化の継承なども踏まえて、子どもの体験や保育内容を豊かなものにしていくこと 等 <p>○「保育指導」に関する説明 発達援助の技術／関係構築の技術／生活援助の技術／環境構成の技術／遊びを展開する技術 等</p> <p>○ア～カのの意味内容</p> <p>○関連して保育所において大切にされるべき事項 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での生活や保護者の意向、思いを受け止め、家庭と協力して子どもを育てること ・子どもが十分に自己主張したり、表現したりできるような環境や保育者の関わり的重要性、保育士の人間性、専門性の向上の重要性 ・保育環境の重要性 ・個人差、性差、文化の違いなどへの留意 ・子ども集団や遊び仲間が形成しにくくなっていることへの対応

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
(3) 保育の環境	オ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境の構成と子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、遊びを通して総合的に <u>保育すること</u> 。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもにとっての遊びの重要性、「遊びを通して」の意味内容 ・「総合的に」の意味内容 等
	カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、様々な機会を捉え、その親子関係や家庭生活等に配慮し、適切に援助すること。	○第6章との関連
4. 保育所の社会的責任	保育の環境には、保育士や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ○今日の子育て環境、地域環境を踏まえた保育環境の重要性 ○環境（人的・物的・自然、事象等）の相互関係 ○保育所の施設、園庭、遊具、用具その他の教材、素材などの意味
	ア 子どもの活動が豊かに展開される保育所の設備や環境を整え、保育所の施設内での保健的環境や安全の確保などに努めること。	○施設の採光、換気、保温、清潔などの環境保健の向上の意義
	イ 保育室は温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、いきいきと活動できる場となるように配慮すること。	○子ども同士の相互作用や関わり合う力を育む環境の意義
	ウ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。	○保護者と対面したり、保護者もくつろげるような環境の配慮
	(1) 保育所は、法令に基づき、子どもの人権を尊重して保育の実施に当たるとともに、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重、説明責任、個人情報取扱、保護者の苦情解決の意義及び内容 ○個人情報保護と豊かな保育活動、子育て支援との関わり
	(2) 保育所は、入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の事項を説明 保育所の社会的責任として、ここで掲げる事項の他に、保育所は総則の2「保育所の役割」に規定しているように、「人と場・機関等をつなげる役割」「子育て支援の拠点としての役割」などがあり、こうした社会的責任を果たすために総則の1「趣旨」に規程しているよう保育所、職員の質の向上を図るべく努めなければならない。

第2章「子どもの発達」たたき台(修正案)

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第2章 子どもの発達</p>	<p>子どもの発達は、様々な環境との相互作用により促されていく。すなわち、発達とは、子どもが自発的、能動的な興味、好奇心や、<u>それまでの体験</u>や身につけてきた知識及び能力を基にして、生活環境内の対象に働きかけ、その対象との相互作用の結果として、新たな態度や知識及び能力を身に付けていく過程である。特に中心となるのは、<u>人との相互の関わり</u>であり、愛情豊かで思慮深い大人による保護や世話などを通して大人と子どもとの相互作用が十分に行われることが大切である。この大人との関係を土台として、次第に他の子どもとの間でも相互に働きかけ、関わりを深め、人への信頼感と自己の主体性を形成していくのである。</p> <p>これらのことを踏まえ、保育士は、保育の実施に当たり、次に示す子どもの発達の特性や発達過程を理解し、発達の連続性や生活と遊びの連続性に配慮しなければならない。特に、遊びは子どもの発達に必要な体験が<u>相互に関連し合う</u>ことから、遊びを<u>重視した</u>総合的な保育をすることが大切である。この際、保育士は、子どもと生活や遊びを共にする中で、一人一人の子どもの心身の状態をよく把握しながら、その発達の援助を行うことが必要である。</p>	<p>○「子どもの発達」を「発達の特性」と「発達過程」から示したことについての説明</p> <p>○「子どもの発達」についての一般的概念ではなく、保育を実施する上で必要な事柄として示す</p> <p>○<u>人との相互作用、人との相互の関わり</u></p>
<p>1. 乳幼児期の発達の特性</p>	<p>(1) 子どもは、身近な大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育ち、次第に自発的に身近な人、自然、事物、出来事に興味や関心を持ち、働きかけるなど自我が芽生える。</p> <p>(2) 子どもは、子どもを取り巻く環境(人、自然、事物、出来事など)に主体的に関わることにより成長し、発達する。</p> <p>(3) 子どもは、大人との信頼関係を基盤にして、子ども同士の関係を持つようになる。<u>この相互の関わり</u>を通じて、知的及び身体的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。</p> <p>(4) 乳幼児期は、心身の発達が著しく、また、生理的、身体的な諸条件や生育環境の違いにより、一人一人の個人差が大きい。</p> <p>(5) <u>保育所と家庭の連続した</u>生活全体の中で、子どもの発達過程に応じた必要な経験を積み重ねることが大切である。</p>	<p>○人への信頼感が育つ</p> <p>○自我の芽生え</p> <p>○環境に主体的に関わることにより育つ</p> <p>○子ども同士の関係</p> <p>○子ども相互の関わりにより育つ</p> <p>○生育環境・個人差</p> <p>○遊びを通して育つ</p> <p>○協同的な関係の育ちと個の成長</p> <p>○生涯にわたる生きる力の基礎を培う</p> <p>等の語句の説明</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
2 発達過程	<p>(6) 子どもは、主体的な活動の中心である遊びを通して、集団的、協同的な関係が生まれ、その中で個の成長も促される。</p> <p>(7) 乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することによって、豊かな感性とともに好奇心、探求心や思考力が養われ、その後の生活や学びの基礎になる。</p> <p>子どもの発達過程は、おおむね次に示す8つの区分(I～Ⅷ)としてとらえられる。ただし、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人一人の子どもの発達過程としてとらえるべきであり、また、子どもの発達の全体像を把握していくことが大切である。さらに、様々な条件により、子どもに発達の遅れや保育所の生活に慣れにくいなどの状態が見られても、保育士は、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の発達や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である。</p> <p>(1) I期 (おおむね6か月未満児) 誕生後、母体内から外界への環境の激変に適応し、著しい発育や発達が見られる。月齢が低いほど、一定期間内に体重や身長が増加する割合も大きい。<u>首が据わり、手足の動きが活発になり、その後、寝返り、腹ばいなど全身の動きが活発になる。</u>視覚、聴覚などの感覚の発達はめざましく、泣く、笑うなどの表情の変化や体の動き、<u>なん語</u>などで自分の欲求を表現し、これに応答的に関わる特定の大人との間に情緒的な絆を形成する。</p> <p>(2) II期 (おおむね6か月から1歳3か月未満児) 座る、はう、立つ、つたい歩きといった運動や姿勢の発達や、自由に手を使えるようになることにより、周囲の人や物に興味を示し、探索活動が活発になる。<u>愛着を基盤とした身近な人が分かり、あやしてもらうと喜び、やりとりがさかんになる一方、人見知りをするようになる。</u>身近な大人との関係の中で、自分の意思や欲求を身振りなどで伝えようと、<u>簡単な言葉や大人から自分に向けられた気持ちがわかるようになる。</u>食事は離乳食から幼児食へ徐々に移行する。</p>	<p>○発達過程区分については8区分を継承 ○発達の連続性を重視</p> <p>○産休明け児についても説明が必要 ○心身の未熟性 ○感覚の発達／著しい身体的成長 ○なん語 ○情緒的な絆～愛着の形成 ○首が座る・寝返り・腹ばい</p> <p>○愛着の形成と人見知り ○座る・はう・立つ・つたい歩き・一人歩き ○探索活動 ○生活空間の拡がり ○大人とのやりとり ○離乳食から幼児食へ</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>(3) III期 (おおむね1歳3か月から2歳未満児)</p> <p>歩き始め、手を使い、言葉を話すようになることにより、身近な人や身の回りの物に自発的に働きかけていく。歩く、押す、つまむ、めくるなど様々な運動機能の発達や新しい行動の獲得により、意欲を高める。その中で、物をやり取りしたり、取り合ったりする関わり、ままごと用の玩具を実物に見立てるなどの象徴機能も発達し、人や物との関わりが強まる。また、大人の言うことが分かるようになり、自分の意思を親しい大人に伝えたいという欲求が高まり、拒否を表す片言や、指差し、身振りなどを盛んに使うようになり、徐々に、二語文を話し始める。</p> <p>(4) IV期 (おおむね2歳児)</p> <p>歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動機能が備わり、身体運動のコントロールもうまくなり、指先の機能も発達する。それに伴い、食事、衣類の着脱など身の回りのことを自分でしようとし、排泄の自立のための身体的機能も整ってくる。また、発声も明瞭になり語いの増加もめざましく、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。行動範囲が広がり探索活動が盛んになる中、自我の育ちの表れとして、思いどおりにならないと、かんしゃくを起こしたり反抗したりして自己主張する姿も見られる。盛んに模倣し、物事の間<u>の共通性を見出すことができるよう</u>になるとともに、象徴機能の発達により、大人と一緒に簡単なごっこ遊びを楽しむようになる。</p> <p>(5) V期 (おおむね3歳児)</p> <p>基本的な運動機能が伸び、食事、排泄、衣類の着脱なども相当程度自立できるようになってくる。話し言葉の基礎ができて、盛んに質問するなど知的興味や関心が高まる。自我がよりはっきりしてくるとともに、友達との関わりが多くなるが、実際には、同じ遊びをそれぞれが楽しんでい平行遊びが多い。大人の行動や日常生活において経験したことをごっこ遊びに取り入れて再現したり、遊びの内容に象徴機能や観察力を発揮した発展性が見られるようになる。予想や意図、期待を持って行動できるようになる。</p>	<p>○言葉の習得 ○歩行の確立 ○行動範囲の拡大 ○手の機能の発達 ○友達や周囲の人への関心</p> <p>○基本的運動機能の伸長 ○言葉による表出 ○自己主張・自我の育ち ○模倣</p> <p>○基本的生活習慣の形成 ○食事・排泄などの自立 ○話し言葉の基礎 ○平行遊び ○ごっこ遊び ○社会性習得の基礎</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>(6) VI期 (おおむね4歳児) 全身のバランスを取る能力が発達し、体の動きが巧みになる。自然など身近な環境に積極的に関わり、様々な物の特性を知り、それらとの関わり方や遊び方を体得していく。目的を持って、作ったり、描いたり、試したり、行動したりするようになる。また、想像力が豊かになるとともに、自分の行動やその結果を予測して不安になるなどの葛藤も経験する。仲間とのつながりが強くなる中、<u>決まりの大切さに気付き守ろうとする</u>一方で、けんかが増える。情感が豊かになり、身近な人の気持ちが分かるようになるとともに、少しずつ自分の気持ちを抑えられたり、我慢ができるようになってくる。</p> <p>(7) VII期 (おおむね5歳児) 基本的な生活習慣が確立し、運動機能はますます伸び、喜んで運動遊びをしたり、仲間とともに活発に集団遊びを楽しむ。言葉によって共通のイメージを持って遊んだり、目的に向かって集団で行動したり、<u>遊びを発展させ、楽しむために自分たちで決まりをつくったりする。また、自分なりに考えて判断したり、自分や他人を批判する力が生まれ、けんかを自分たちで解決しようとするなど、お互いに相手を許したり、認めたりといった社会生活に必要な基本的な力を徐々に身に付けていく。他人の役に立つことを嬉しく感じたりして、仲間の中の一人としての自覚が生まれる。</u></p> <p>(8) VIII期 (おおむね6歳児) 手指の微細運動が進み、全身運動が滑らかになり、快活に跳び回るようになる。これまでの体験から、自信や、予想や見通しを立てる力が育ち、心身ともに力があふれ、意欲が旺盛になる。仲間の意思を大切にしようとし、役割の分担が生まれるような共同遊びやごっこ遊びを行い、満足するまで取り組もうとする。様々な経験や知識を生かし、創意工夫を重ね、遊びを発展させ、仲間とともに楽しむ。思考力や認識力も高まり、文字や社会事象、自然事象などへの興味関心も深まっていく。反面、身近な大人に甘えて、心を休めるときもある。</p>	<p>○体の動き、バランス力 ○自然との関わり ○自意識と葛藤の経験 ○けんか ○想像力、イメージの拡がり</p> <p>○基本的な生活習慣の確立 ○運動機能の高まり ○仲間の存在 ○規範意識や社会性の発達 ○自主性・自律性</p> <p>○集団行動や生活における基本的態度 ○自主と協調の態度 ○思考力・認識力 ○創意工夫 ○小学校への興味や期待</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第3章 保育の内容</p>	<p>前章（子どもの発達）に示された子どもの発達の特性や発達過程を踏まえて、本章では保育の内容を示す。</p> <p>保育の内容は、「ねらい」及び「内容」で構成される。「ねらい」は、第1章（総則）に示された保育の目標をより具体化したものであり、子どもが保育所において安定した生活と充実した活動ができるようにするために、<u>保育士等が行わなければならない事項及び子どもが身に付けることが望まれる心情、意欲、態度などを示した事項</u>である。また、「内容」は、これらの「ねらい」を達成するために、<u>子どもの生活やその状況に応じて専門的知識、技術及び判断をもって保育士等が行うべき事項と、子どもが環境に関わって経験し、展開する具体的な活動などの事項</u>を示したものである。</p> <p>第1章（総則）の2の（2）のとおり、保育所における保育は、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成することをその特性としている。したがって、上記の「ねらい」及び「内容」について、<u>保育の目標を達成するための具体的内容把握の視点として、「養護に関わるねらい及び内容」と「教育に関わるねらい及び内容」との両面から示しているが、実際の保育においては、子どもの活動との関わりの中で、養護と教育が常に一体となって展開されることに留意することが必要である。</u></p> <p>ここにいう「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために<u>保育士等が行う援助や関わり</u>である。また、「教育」とは、「養護」を基盤とした、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達援助であり、子どもの発達の側面から、<u>子どもの活動や経験を「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」の5つの領域としてまとめている。</u>この5領域は、子どもの<u>生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開されるものである。</u></p> <p>保育所における保育は、上記のような特性を基に、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、乳幼児の生活や発達の連続性を見通して、総合的に展開されることが求められる。</p>	<p>○児童福祉施設最低基準第35条「保育の内容」との関連</p> <p>○2章の発達過程区分を踏まえて説明</p> <p>○保育を実施する上では2章と3章の内容を組み合わせ使用すること</p> <p>○養護の説明</p> <p>○教育の説明</p> <p>例：「幼児期の発達の特性に照らした教育とは… いわゆる早期教育とは本質的に異なる。幼児期の教育は目先の結果のみを期待しているのではなく、生涯にてちた人格形成の基礎を作ること、『後伸びする力を』培うことを重視している」</p> <p>○養護と5領域の関係 ※図式化</p> <p>○「連続性」「総合的」等の語句説明</p>

第3章「保育の内容」たたき台修正案

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>1 保育のねらい及び内容</p>	<p>上記のとおり、保育のねらい及び内容を「養護に関わるねらい及び内容」と「教育に関わるねらい及び内容」として示す。 養護に関わるねらい及び内容は、「子どもの生命の保持に関わるもの」と「情緒の安定に関わるもの」とから構成され、教育に関わるねらい及び内容は、健康、人間関係、環境、言葉及び表現の5領域で構成される。</p> <p>(1) 養護に関わるねらい及び内容 ア 生命の保持に関わるねらい (ア) 一人一人の子どもの心身の状態を把握し、疾病等の発見に努め、快適に生活できるようにする。 (イ) 疾病等の発生の予防や事故防止などに努め、必要に応じ、適切に対応する。 (ウ) 保健的で安全な環境の下で、子どもの生理的欲求に十分満たす。 (エ) 子どもの食生活の充実や健康増進を積極的に図る。 (オ) 自分でできることの範囲を広げながら、生活に必要な基本的な習慣や態度を子ども自身が身に付けていくようにする。</p> <p>イ 生命の保持に関わる内容 (ア) 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。また、子どもが自分から体の異常等を訴えることができるようにする。 (イ) 嘱託医等との連携を図り、家庭との連絡を密にしながら、子どもの病気や事故防止に関する認識を深め、施設内の保健的環境の向上に努める。 (ウ) 常に清潔で安全な環境を整え、適切な世話や応答的な関わりを通して、一人一人の子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程に応じた適切な生活リズムがつけられていくよう配慮する。 (エ) 子どもの年齢や発達過程に応じて、楽しい雰囲気の中で食事ができるように配慮するとともに、職員間で協力し、子どもの食に関する保護者への情報提供に努める。</p>	<p>○保育所の生活における養護の重要性 ○0歳～6歳まですべての年齢の子どもの生活の基礎となる</p> <p>○子どもの健康・安全／第5章との関連</p> <p>○食育の視点／第5章との関連 ○「食育指針」を参考にすること等</p> <p>○生活習慣を身につけることの大切さ ○日常生活の重要性</p> <p>例：地域の中の保育所が地域の様々な人や機関と連携して地域の子どもたちでもある保育所の子どもの健康と安全を守り、地域社会に貢献する。</p> <p>○生活リズムがつけられることの大切さ／睡眠の重要性</p> <p>○乳幼児期の食事の重要性。職員間・家庭との連携・協力が食育においても必要 ○生活習慣、健康習慣を身につけることは子ども自身が主体的に生活していく基盤となる</p> <p>○5章との関連 ○保健計画等について</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>(オ) <u>食事、排泄、睡眠、衣服の着脱や身の回りを清潔にするなど</u>、自分でしようとする気持ちを大切に、十分に見守り、適切に援助しながら、子どもが意欲的に生活できるようにする。</p> <p>ウ 情緒の安定に関わるねらい (ア) 一人一人の子どもに適切な保護や世話をし、安定感を持って過ごせるようにする。 (イ) 一人一人の子どもが、保育士との信頼関係の中で、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。 (ウ) 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ主体として育っていくことができるよう、子どもの自己活動を重視し、適切に応じていく。 (エ) 活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な<u>食事や休息</u>をとり、心身の疲れを癒す。</p> <p>エ 情緒の安定に関わる内容 (ア) 一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもが安心して甘えられるような触れ合いや言葉がけを行う。 (イ) 温かい雰囲気の中で適切な保護や世話をし、応答的な関わりを通して、子どもの欲求を適切に満たしていく。 (ウ) 一人一人の子どもの気持ちを温かく受容し、子どもが安心して自己を十分に発揮→<u>自分の気持ちを表出</u>できるようにする。 (エ) 保育士との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めることができるようにする。 (オ) 一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、適切な<u>食事や休息</u>がとれるようにし、子どもの心身の疲れが癒されようにする。</p>	<p>○依存と受容の大切さ</p> <p>○子どもの自己活動を重視することの大切さ</p> <p>○安心して保育士等に依存できるための配慮</p> <p>○応答的関わりについて</p> <p>○ありのままを受け止められること</p> <p>○主体としての子ども</p> <p>○保育所の保育時間が長時間化していることや夜型の生活などの背景を踏まえる</p> <p>○午睡を必要としない子どもへの配慮</p>

指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>③ 保育士や友達との安定した関係の中で、共に過ごすことの喜びを味わう。</p> <p>④ 自分で考え、自分で行動する。</p> <p>⑤ 自分でできることは自分でする。</p> <p>⑥ 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感する。</p> <p>⑦ 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。</p> <p>⑧ 友達の良さに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。</p> <p>⑨ 友達と一緒に物事をやり遂げようとする気持ちを持つ。</p> <p>⑩ 良いことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。</p> <p>⑪ 友達との関わりを深めるとともに、異年齢の友達と関わり、思いやりを持つ。</p> <p>⑫ 友達と楽しく生活する中で決まりの大切さに気付き、守ろうとする。</p> <p>⑬ 共同の遊具や用具を大切にし、みんなで使う。</p> <p>⑭ 高齢者をはじめ地域の人々など自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみを持つ。</p> <p>⑮ <u>外国の人など、自分とは異なる文化を持った人の存在に気づく。</u></p> <p>ウ 環境</p> <p>周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。</p> <p>(ア) ねらい</p> <p>① 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。</p> <p>② 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。</p> <p>③ 身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする</p> <p>(イ) 内容</p> <p>① 安心できる人的及び物的環境の下で、<u>聞く、見る、触れる</u>などの感覚の働きを豊かにする。</p> <p>② 好きな玩具や遊具に興味を持って関わり、一人遊びを十分に楽しむ。</p> <p>③ 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。</p> <p>④ 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心を持つ。</p> <p>⑤ 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。</p>	<p>○自他尊重・アサーション</p> <p>○規範性</p> <p>○様々な人とのかかわり／世代間交流・多文化共生の視点</p> <p>○「環境」を通して行う保育</p> <p>○様々な環境との出会いや関わり的重要性</p> <p>○保育士等が「環境」をどう捉え、保育の中で子どもの興味や関心、感性等と重ねながら活動を展開していくか</p> <p>○子どもと自然の関わり的重要性</p> <p>○五感</p> <p>○<u>視る・聴く・触れる・嗅ぐ・味わう</u></p> <p>○乳児の感覚の鋭さ</p> <p>○感覚や完成が育まれる環境</p> <p>○遊具や用具の色彩、感触、素材への配慮</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>⑥ 自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。</p> <p>⑦ 身近な動植物に親しみを持ち、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。</p> <p>⑧ 身近な物を大切に使う。</p> <p>⑨ 身近な物や遊具に興味を持って関わり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。</p> <p>⑩ 日常生活の中で数量や図形などに関心を持つ。</p> <p>⑪ 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を持つ。</p> <p>⑫ 近隣の生活に興味や関心を持ち、保育所内外の行事などに喜んで参加する。</p> <p>エ 言葉</p> <p>経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。</p> <p>(ア) ねらい</p> <p>① 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。</p> <p>② 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。</p> <p>③ 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる。</p> <p>(イ) 内容</p> <p>① 保育士の応答的な関わりや話しかけにより、<u>楽しんで言葉を使おうとする。</u></p> <p>② 保育士と一緒に簡単なごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。</p> <p>③ 保育士や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみを持って聞いたり、話したりする。</p> <p>④ <u>したこと、見たこと、聞いたこと、感じたことを自分なりに言葉で表現する。</u></p> <p>⑤ <u>したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。</u></p> <p>⑥ 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。</p>	<p>○いたわったり、育てたり、大切にしたりする</p> <p>○1歳から6歳まで繰り広げられるごっこ遊びの重要性</p> <p>○直接経験や具体的な物や事象を通しての認識、思考力</p> <p>○地域の環境との関わりや文化継承の視点</p> <p>○話す力・聴く力の醸成</p> <p>○言葉に対する感覚を育てる</p> <p>○言葉になる前の言葉（乳児の喃語や声、身振り手振り）の大切さ</p> <p>○0～2歳頃の言葉の獲得過程にしっかり関わる</p> <p>○身体全体の表現による伝え合いから、主に言葉による伝え合いへと変化する</p> <p>○したこと…、<u>味わったこと</u>を自分なりに表現する</p> <p>○話すこと、聞くことの楽しさ、伝え合うことの面白さを経験していく</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>⑦ 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。</p> <p>⑧ 親しみを持って日常のあいさつをする。</p> <p>⑨ 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。</p> <p>⑩ いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。</p> <p>⑪ 絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像をする楽しさを味わう。</p> <p>⑫ 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。</p> <p>オ 表現</p> <p>感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。</p> <p>(ア) ねらい</p> <p>① いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性を持つ。</p> <p>② 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。</p> <p>③ 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。</p> <p>(イ) 内容</p> <p>① 保育士と一緒に、水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。</p> <p>② 保育士と一緒に歌ったり、簡単な手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ。</p> <p>③ 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、楽しんでんだりする。</p> <p>④ 生活の中で美しい物や心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。</p> <p>⑤ 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。</p> <p>⑥ 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする。</p> <p>⑦ いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。</p> <p>⑧ 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。</p> <p>⑨ かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりする。</p> <p>⑩ 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう。</p>	<p>○絵本や童話、詩、読み聞かせの大切さ</p> <p>○保育士等が言葉の持つ様々な機能を意識し、言葉環境を豊かにしていく</p> <p>○感動の経験を伝えたいという気持ちを育てること</p> <p>○伝え合い、共有することから表現が展開していく</p> <p>○乳幼児の素朴な表現や想像力、創造性を受け止める。共に楽しむ</p> <p>○保育士等の声や自然の音など0歳児からの音環境の重要性</p> <p>○聴く力</p> <p>○イメージを豊かにすることの大切さ</p> <p>○子どもの豊かな発想や工夫を最大限生かしていくこと</p> <p>○様々な素材や道具、用具、自由に伸び伸びと活動できるスペース、環境設定</p> <p>○様々な音…、<u>香り</u>、<u>味</u>などに気付く</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>2 保育の実施上の配慮事項</p>	<p>保育の実施において、保育士は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮しなければならない。</p> <p>(1) 保育に関わる全般的な配慮事項</p> <p>ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえて丁寧に保育するとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。</p> <p>イ 子ども国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮すること。</p> <p>ウ 子ども健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性、自律性、更には社会性の育ちとがあいまってたらされることに留意すること。</p> <p>エ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、<u>適切に援助する</u>。</p> <p>オ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別対応を行うことによって、子どもが安定感を得て、次第に主体的に保育所の生活に適應できるようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないように配慮すること。</p> <p>(2) 乳児保育に関わる配慮事項</p> <p>ア 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟に伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的対応を行うこと。</p> <p>イ 一人一人の子どもの生育の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、スキンシップを心がけながら、特定の保育士が応答的に関わるようにすること。</p> <p>ウ 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、<u>保護者からの相談</u>に応じ、育児支援に努めていくこと。</p> <p>エ 担当が変わる場合には、円滑な接続ができるよう職員間で協力して対応すること。</p> <p>(3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項</p> <p>ア 特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的対応を心がけること。</p>	<p>解説書で解説、説明することが考えられる事項</p> <p>○発達過程区分ごとの細かな配慮事項については解説書で説明</p> <p>○「実態」「個人差」…様々な状態、状況の子ども（障害のある子ども、病児病後児、長時間保育の子ども等）への配慮含む→4章との関連</p> <p>○年度途中入所や新入所児とその保護者への配慮</p> <p>○乳児保育、産休明け保育への配慮</p> <p>○保健的対応・医療との連携について</p> <p>○感染症、SIDSの予防について</p> <p>○応答的対応による愛着の形成</p> <p>○育児や生活に対する保護者の不安や戸惑いを受け止め適切にアドバイス。特に第一子の子育ての場合は丁寧な対応が必要</p> <p>○無理なく徐々に慣れる</p> <p>○免疫がきれて感染症に罹患しやすい</p> <p>○早期に適切に対応する</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>イ 食事、排泄、睡眠、衣服の着脱、身の回りを清潔にするなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うことができるようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを大切にすること。</p> <p>ウ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身や手を使う遊びを取り入れること。</p> <p>エ 子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育士が仲立ちとなって、友達の気持ちや友達との関わり方を根気よく伝えていくこと。</p> <p>オ 特に2歳児については、3歳児クラスへの接続が円滑に進むよう配慮すること。</p> <p>(4) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項</p> <p>ア 様々な遊びの中で、子どもが全身を動かして意欲的に活動することにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、子どもの興味や関心が戸外にも向くようにすること。</p> <p>イ けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮すること。</p> <p>ウ 遊びなどの中で決まりがあることの大切さに気付き、自ら判断して行動できるよう配慮すること。</p> <p>エ 自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに気付きながら認識力及び思考力を高め、豊かな感性や表現力の基礎が培われることを踏まえ、子どもが自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。</p> <p>オ 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がけるとともに、仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるようにすること。</p> <p>カ 感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫をこらして自由に表現できるよう、保育に必要な材料をはじめ、様々な環境の設定に留意すること。</p> <p>キ 子ども同士の協同的な関係を大切にするなどして、小学校への円滑な接続を図るようすること。</p>	<p>○幼児食へのスムーズな移行や好き嫌いへの対応を丁寧は無理なく行う</p> <p>○排泄の自立は個人差を考慮し家庭との連絡を取</p> <p>○様々な姿勢や動きをとりながら体を十分動かすことを楽しめるようにする</p> <p>○手や指を使う遊具や環境を用意する</p> <p>○自己主張と依存を繰り返して成長する</p> <p>○活動のスペースや環境づくり</p> <p>○戸外で遊ぶことの大切さ</p> <p>○子どもにとってのけんかの重要性</p> <p>○葛藤経験の大切さ</p> <p>○友達の存在の大きさ</p> <p>○きまりを理解する</p> <p>○自然との触れ合い、関わりの重要性</p> <p>○からだ～直接経験を通して、様々な感性、思考力、認識力などが育つ</p> <p>○科学する心／学習の基盤</p> <p>○0歳からの言語環境</p> <p>○伝え合うこと心を通わせることの大切さ</p> <p>○協同的遊びや活動の大切さ</p> <p>○小学校や放課後児童クラブとの連携や関わりも視野に入れる →4章との関連</p>

第4章「保育の計画及び評価」たたき台（修正案）

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第4章 保育の計画及び 評価</p> <p>1. 保育の計画</p>	<p>保育所は、第1章（総則）に示された保育の目標を達成するために、全体的な「保育計画」及びこれを具体化した「指導計画」から構成される保育の計画を作成しなければならない。</p> <p>保育の計画は、すべての子どもが、入所している間、常に適切な保育を受け、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、柔軟で発展的なものとし、また、一貫性のあるものとなるよう配慮することが重要である。</p> <p>また、保育所は、保育の計画に基づく実践を行い、保育の内容の評価及びこれに基づく改善に努め、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たさなければならない。</p> <p>（1）保育計画 ア 保育計画は、各保育所の保育の方針や目標に基づき、第2章（子どもの発達）に示された子どもの発達過程を踏まえ、前章（保育の内容）に示されたねらい及び内容が総合的に達成されるよう、作成しなければならない。</p> <p>イ 保育計画の作成に当たっては、地域の実態、子どもや家庭の状況、保護者の意向、保育時間などを考慮するとともに、保育計画を通して、子どもに対する理解が深められ、子どもの育ちに関する長期的見通しを持って保育が行われるよう配慮することが重要である。</p> <p>（2）指導計画 ア 指導計画の作成 指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>（ア）保育計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながらより具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成して、保育が適切に展開されるようにすること。</p> <p>（イ）子ども一人一人の発達過程や状況を踏まえて、保育を行うことができるようにすること。</p> <p>（ウ）保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいと内容を設定すること。</p>	<p>○保育の計画・評価・改善の重要性について</p> <p>○保育の計画・保育計画・指導計画の位置づけとその説明</p> <p>○「柔軟」「発展的」「一貫性」等の具体的説明</p> <p>○保育計画の内容等についての説明</p> <p>○施設長の責任の下に保育計画を作成すること</p> <p>○第2章「子どもの発達」、第3章「保育の内容」と指導計画との関連</p> <p>○保育計画作成の留意点</p> <p>○年、期、月などの長期的な指導計画と週、日などの短期的な指導計画の具体的内容 と役割等について</p> <p>○「保健計画」「食育の計画」「個別支援計画」なども指導計画に位置付けて策定すること</p> <p>○子どもの個人差の具体的内容説明</p> <p>○環境構成と子どもの活動について</p> <p>○生活の連続性を考慮すること</p> <p>○季節感や地域の特性、伝統文化などを保育に取り入れる。</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>(エ) 具体的なねらいが達成されるよう子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。</p> <p>イ 指導計画の展開 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(ア) 施設長、保育士などすべての職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。</p> <p>(イ) 子どもが行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるように必要な援助を行うこと。</p> <p>(ウ) 子どもが主体的な活動を促すためには、保育士が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。</p> <p>(エ) 保育士等が、一人一人の子どもの姿や環境への関わりなどを把握するとともに、保育の過程を記録し、これを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しや改善に努めること。</p> <p>(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項 指導計画の作成に当たっては、第2章(子どもの発達)、前章(保育の内容)及びその他の関連する章に示された事項を踏まえ、特に次の事項に留意しなければならない。</p> <p>ア 発達過程に応じた保育</p> <p>(ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。</p> <p>(イ) 3歳以上児については、個の成長と、組などの中で協同的な関係とが促されるよう配慮すること。</p> <p>(ウ) 異年齢で構成される組やグループで保育を行う場合においては、一人一人の子どもの生活や経験及び発達過程などを把握し、適切な環境構成や援助などができるように配慮すること。</p>	<p>○子どもの主体的活動を大切にすること 等</p> <p>○職員の協力体制づくり</p> <p>○様々に変化する子どもの活動と計画の展開の有り様について</p> <p>○保育士の「多様な関わり」の説明</p> <p>○保育の記録の重要性、記録のとり方、ITの活用と記録の生かし方等について</p> <p>○保育の過程を大切にし柔軟に対応すること</p> <p>○第2章「子どもの発達」3章「保育の内容」との関連</p> <p>○3歳未満児の指導計画について 個別指導計画の必要性。一日24時間の生活が連続性を持って送れるように家庭との連携を密にすること</p> <p>○3歳以上児の指導計画について 個と集団の育ちに配慮すること</p> <p>○異年齢保育の指導計画について 一人一人の子どもの状態や生活、経験等への配慮</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>イ 長時間にわたる保育 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活リズムや心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。</p> <p>ウ 障害のある子どもの保育 (ア) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた適切な保育を実施する観点から、個別の支援計画を作成するなどの配慮をすることが望ましいこと。 (イ) 保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。 (ウ) 家庭との連携を密にし、保護者の意向を受け止めて、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど適切な対応を図ること。</p> <p>エ 小学校との連携 (ア) 子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育所において、小学校教育への円滑な接続に向けた保育の内容の工夫を図るとともに、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。 (イ) 子どもに関する情報共有に関し、保育所に入所している子どもの小学校への入学に際し、<u>市町村の支援</u>の下に、子どもの育ちを支えるための資料が<u>保育所から</u>小学校へ送付されるようにすること。</p> <p>オ 家庭及び地域社会との連携 子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。</p>	<p>○長時間保育についての具体的配慮事項の説明</p> <p>○障害児保育について 具体的な実践や配慮事項を説明</p> <p>○個別支援計画について</p> <p>○職員の連携体制 ○家庭との連携 ○専門機関との連携</p> <p>○小学校との連携・望ましい接続等について 具体的な取組や課題について等</p> <p>○小学校へ送付する資料に盛り込む事項、留意点等 個人情報取り扱い ○放課後児童クラブとの交流</p> <p>○第3章「保育の内容」、第6章「保護者に対する支援」等との関連</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
2. 保育の内容等の自己評価	<p>(1) 保育士等の自己評価</p> <p>ア 保育士等は、保育の計画や保育の過程の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。</p> <p>イ 保育士等による自己評価に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p><u>(ア) 子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮すること。</u></p> <p><u>(イ) 自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合いなどを通じて、専門性の向上及び質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。</u></p> <p>(2) 保育所の自己評価</p> <p>ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、<u>保育計画及び指導計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</u></p> <p>イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p><u>(ア) 地域の実情や保育所の実態に即して、適切に項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。</u></p> <p><u>(イ) 児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞くことが望ましいこと。</u></p>	<p>○保育の記録と考察、反省</p> <p>○自己評価に関する留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目を設定すること ・目に見える子どもの姿や活動の結果だけでなく、目に見えない子どもの状態や、活動に取り組むプロセスを大切にする ・職員相互の理解、チームワーク ・互いの保育の良さを認め合う <p>○外部評価（第三者評価等）、監査等との関連</p> <p>○評価・公表の実施に当たっての留意事項</p> <p>○自己評価の意義</p> <p>○自己評価ガイドラインの作成</p> <p>○保護者や地域住民の意見聴取の在り方助言機関（助言機関の設定等）</p> <p>○必要に応じて保育の学識経験者、保育関係者等の意見、助言の聴取</p> <p>○意見聴取の意義</p> <p>○児童福祉施設最低基準第36条</p> <p>「保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者との密接な連携をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない」</p>

第5章「健康及び安全」たたき台（修正案）

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第5章 健康及び安全</p> <p>1. 子どもの健康支援</p>	<p>子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない。また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。このため、保育所は、第1章（総則）、第3章（保育の内容）等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育を実施しなければならない。</p> <p>（1）子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握</p> <p>ア 子どもの心身の状態に応じた保育を行うために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。</p> <p>イ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。</p> <p>ウ <u>子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。虐待が疑われる場合には、速やかに市町村、または児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</u></p> <p>（2）健康増進</p> <p>ア 子どもの健康に関する保健計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしながら、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。</p> <p>イ 子ども心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者にも連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。</p>	<p>○一人一人の子どもの健康・安全</p> <p>○保育所全体の健康・安全</p> <p>○生活や遊びを通して、一人一人の子どもが丈夫な心と体をつくる</p> <p>○養護と教育の一体的取り組み</p> <p>○健康状態、発育・発達の把握に精神や運動機能の把握が含まれることを説明</p> <p>○登所時の保護者からの聞き取り、観察、連絡帳などでの確認、引継ぎの徹底等</p> <p>○子どものかかりつけ医の把握</p> <p>○虐待への対応の留意点（「児童虐待の防止等に関する法律」について）</p> <p>○<u>子どもの心身の状態、言動、服装等などに留意する</u></p> <p>○<u>要保護児童対策地域協議会との連携</u></p> <p>関連事項（◎他の章に盛り込む事項）</p> <p>◎乳児保育（第3章）・障害児保育（第4章）への配慮</p> <p>○保健計画に盛り込む事項</p> <p>例・保育計画に位置づけ、全職員で子どもの健康増進を図っていくこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達に応じた配慮（幼児の睡眠への配慮、排泄等） ・季節等に応じた配慮（健診、紫外線の予防等） ・入所予定の子どもの健康状態や疾病等の有無を把握し入所後の保育に適切に反映すること ・健康記録簿の活用 ・母子健康手帳の活用及び守秘義務

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>2. 環境及び衛生管理並びに安全管理</p>	<p>(3) 疾病等への対応</p> <p>ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、保護者に連絡するとともに、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。</p> <p>イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。</p> <p>ウ 子どもの疾病や不時の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしておくこと。</p> <p>(1) 環境及び衛生管理</p> <p>ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の<u>衛生管理に努めること。</u></p> <p>イ 子ども及び職員<u>のうがい、手洗いにより清潔を保つようにするとともに、施設内外の衛生管理に努めること。</u></p> <p>(2) 事故防止及び安全対策</p> <p>ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>イ 災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。</p>	<p>○保健的対応の意味内容及び与薬、医療的ケアの取扱</p> <p>○学校保健法での指定伝染病等への対応</p> <p>例：学校保健法で指定されている伝染病として定められている感染症（学校伝染病）に罹った子どもが保育所に再び通い始める時期は、その出席停止期間を基本とし、子どもの回復状態に応じて、他の子どもへの感染の防止が図られるよう、嘱託医や子どものかかりつけの医師などの意見を踏まえ、保護者に指導すること。また、学校伝染病に定められていない感染症については、嘱託医などの指示に従うこと。</p> <p>○病児・病後児保育への対応</p> <p>例：体調不良の子どもや病気回復期の子どもに対する保育を実施する場合には、嘱託医や地域の医療機関の協力の下に、保健師又は看護師等を配置し、他の子どもと離れた専用の場所で行うことが望ましいこと</p> <p>○保育環境を職員全員で整備、向上させること</p> <p>○手洗いの重要性</p> <p>○動物の飼育、食育実践での調理体験などへの配慮</p> <p>○事故防止、災害対応、危機管理等の留意点</p> <p>○事故防止マニュアル、安全点検表（施設、設備、遊具、用具、散歩経路や公園等）、健康安全に関わる指導計画などの作成・活用</p> <p>○避難訓練計画、役割分担の確認、緊急時の対応の徹底等</p> <p>○家庭や地域との連携の重要性、保護者への説明、子どものけがなどへの適切な対応。</p> <p>○精神保健面の重要性</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>3. 食育の推進</p>	<p>保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成を目指し、その基礎を培うことを目標として、次の事項に留意して実施しなければならない。</p> <p>(1) 子どもが意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、楽しく食べる子どもに成長していくことを期待するものであること。</p> <p>(2) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食育の計画を作成し、保育計画及び指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。</p> <p>(3) <u>調理員など食事を作る職員と子どもとの関わりや、調理室など食に関わる保育環境をいかし、子ども自らの経験を基に食への関心を深めることができるよう配慮すること。</u></p> <p>(4) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態や経験等に応じた配慮を行うこと。</p>	<p>○第3章「保育のねらい及び内容」との関連</p> <p>○「食育基本法」</p> <p>○「保育所における食育に関する指針」の活用</p> <p>○食育の視点からの、栄養士や調理員によって作られた食事等の物的環境と他の子どもとのかかわりや保育士により安定した人的な環境を適切に構成することの重要性</p> <p>○保育の内容の一環として、安心・安全な食事とおやつの場を中心に、生活と遊びを通して、養護的側面と教育的側面を一体的に行うことの意義</p> <p>○第4章「保育の計画」との関連</p> <p>○保育計画との連動性、柔軟で組織的・発展的な計画の意義</p> <p>○第6章「保護者への支援」との関連</p> <p>地域の子育て家庭への食に関する相談・支援</p> <p>○食物アレルギーについての正しい知識と適切な対応</p> <p>○好き嫌いなどに対し子どもの発達や経験を配慮した個別対応</p>
<p>4. 健康及び安全の実施体制等</p>	<p>健康及び安全に関わる事項は、専門的な知識、経験、保護者の理解と協力等を要することにかんがみ、その効果的な実施のため、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 施設長の責任の下に、年間を通じて計画的に展開するために、全職員が連携、協力して行うこと。</p> <p>(2) 取組の方針や具体的な活動の企画立案及び保育所内外の連絡調整の業務について、<u>専門的職員が担当することが望ましいこと</u>。栄養士、看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかして業務に当たること。</p> <p>(3) 保護者と常に密接な連携を図るとともに、保育所全体の方針や取組について周知に努めること。</p> <p>(4) 市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。</p>	<p>○以下の事項を解説で説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士、栄養士、調理員、嘱託医らの連携・協力 ・保健師又は看護師、栄養士などの専門的職員が置かれる場合には、その職員が担当又は分担すること ・嘱託医、保健師・看護師、栄養士の担当すべき業務 ・保護者に周知すべき事項 ・地域の専門機関と連携協力すべき事項 <p>○嘱託医、地域の医療機関、療育機関、保健センター、保健所、児童相談所、警察、消防署、関連産業など地域の関係機関と十分連携・協力を図る。また、子どもの保育を通して小学校との連携をすすめる。</p> <p>○地域の様々な保健活動の情報提供や関わり</p> <p>○乳児（1. 6）健診・3歳児健診、その結果の活用と相互連携</p>

保育所保育指針 第6章 たたき台（修正案）

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第6章 保護者に対する支援</p>	<p>保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性をいかした子育て支援の役割は、特に重要なものである。保育所は、第1章（総則）に示されているように、その特性をいかし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、職員間の連携を図りながら、次の事項に留意しつつ、積極的に取り組むことが求められる。</p>	<p>○関連する法令及びその意義を説明 （児童福祉法第18条の4・同第48条の3、児童福祉施設最低基準第36条等） ○次の事項を解説で説明</p>
<p>1. 保育所における保護者に対する支援の基本</p>	<p>(1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。 (2) 保護者とともに子育てに関わることにより、子どもの成長の喜びを共有することを基本とすること。 (3) 保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在すること等の保育環境など、保育所の特性をいかすこと。 (4) 一人一人の保護者の状況を踏まえ、<u>保護者の養育力の向上及び子どもとのより良い関係の構築に資するよう適切に支援すること。</u> (5) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、<u>保護者の思いや意向を受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること。</u> (6) 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。</p>	<p>・「支援」の意味内容 ・保育所の特性の意味及び特性を生かした子育て支援の今日的意義 ・地域社会の様々な資源とそれらとの連携、協力について ・保護者同士の交流や親子の関わり、地域の人との関わりを促し、つなげていく。 ・「養育力」の意味内容 及びその向上の意義 ・「相談」「援助」と「保育指導」の意味内容 ○保育指導の内容及び方法（ソーシャルワーク技術等を含む）を説明 ○保護者懇談会や保育参加、行事や親子の遊びなど保育所の特性や環境を生かすことの具体的内容を明記 ○関係機関との連携の意義及びその内容・方法を説明 児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健センター、教育委員会等 ○地域における保育に関する情報の熟知及びそれを提供する役割の意義及び地域の保育資源と連携すること、活用することの意義を説明 ○子どもの通常保育と一体に行われる保護者に対する支援の内容及び方法を説明。特に集団的、個別的相談・援助の機会における関わり的重要性を説明</p>
<p>2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援</p>	<p>(1) 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。 (2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。</p>	<p>○保護者のニーズに応じた多様な保育サービス（延長保育、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育等）の内容や留意点を説明 ○保護者への日々の保育の意図を説明する努力（保育のねらいや内容、子どもの発達、健康、食事、けんか等友達との関わりの中で育つことについて）</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
3. 地域における子育て支援	<p>(3) 保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育など多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めること。</p> <p>(4) <u>子どもに発達障害等の障害がある場合や、発達上のつまづきなど生活面において課題が見られる場合には、関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。</u></p> <p>(5) 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。</p> <p>(6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、<u>第5条（健康及び安全）の1（子どもの健康支援）ウによる対応のほか、必要に応じて要保護児童対策地域協議会で検討するなど、市町村及び関係機関との連携による適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所等に通告すること。</u></p> <p>(1) 保育所は、児童福祉法第48条の3に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。</p> <p>ア 地域の子育ての拠点としての機能</p> <p>(ア) 子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）</p> <p>(イ) 子育て等に関する相談や援助の実施</p> <p>(ウ) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進</p> <p>(エ) 地域の子育て支援関連情報の提供</p> <p>イ 一時保育</p> <p>(1) 市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。</p> <p>(2) 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。</p>	<p>○家庭とのパートナーシップ</p> <p>○法令（児童虐待の防止に関する法律、発達障害者支援法及び社会福祉法等）に基づき、保育所が行わなければならない対応について説明</p> <p>○様態に応じた個別的な援助の内容及び方法について説明</p> <p>○地域における子育て支援の基本的留意点の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の知識、技術を活用した子育て支援（例：親子遊び、離乳食作り、食に関する体験等） ・ 地域の保護者が安心して利用できる環境、態度、心がけ ・ 保育ソーシャルワークの原理（保護者の話の受容、自己決定の尊重、個人情報取扱） ・ <u>要保護児童対策地域協議会</u> <p>○子育て支援の各取組の意義及び留意点の説明</p> <p>○<u>保育所における相談や援助の限界を踏まえ、また、子育て支援事業（児童福祉法第21条の9）との連携等に十分留意して行うこと。</u></p> <p>○保育所の行う一時保育の意義・留意点についての説明</p> <p>○保育所における子育て支援の限界、地域の保育資源（つどいの広場、家庭的保育（保育ママ）、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター等）との連携や活用の意義</p> <p>○地域の子育て支援の発展型取組として、地域の機関や団体と連携した活動（例：出産前の妊婦に対する支援、困難な状況を抱える家庭への訪問等）の意義、方法、留意点等</p> <p>○要保護児童対策地域協議会への積極的参画 等</p>

第7章「職員の資質向上」 たたき台修正案

指針に盛り込むことが考えられる事項	
<p>第7章 職員の資質向上</p>	<p>第1章（総則）から前章（保護者に対する支援）までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育実践を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員集団の専門性の向上を図ることが求められる。</p>
<p>1. 職員の資質向上に関する基本的事項</p>	<p>職員の資質向上に関しては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となること。</p> <p>(2) 職員一人一人が、保育実践や研修などを通じて保育の専門的知識や技術などを高めていくとともに、保育実践や保育内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくことが、保育所全体の保育の質の向上につながる。</p> <p>(3) 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を基盤として自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育に当たること。</p>
<p>2. 施設長の責務</p>	<p>施設長は、保育の質の向上のために、次の事項に留意するとともに、職員の資質向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(1) 施設長としての職務の意義を自覚し、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。</p> <p>(2) 第4章（保育の計画及び評価）の2の(1)（保育士等の自己評価）及び(2)（保育所の自己評価）等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制をつくること。</p>

- 職員の資質向上、自己研鑽の意義、目的
- 職員一人一人の資質向上と保育所全体の資質向上
- 職員の協働、チームワークの重要性
- 保育所の機能及び質の向上と施設長の自覚とリーダーシップ
- 施設長の職務の意義
- 職員体制、研修等の確保のための創意工夫
- 施設長として求められる資質の内容
- 体系的な研修内容（施設長、保育士等）やその意義
- 職員の共通理解に基づくチームワークの重要性
- 人材育成の視点

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
3. 職員の研修等	<p>(3) 職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めること。</p> <p>(1) 職員は、子どもの保育及び保護者に対する保育指導が適切に行われるように、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修、自己研鑽などを通じて、必要な知識及び技能の修得、維持並びに向上に努めなければならない。</p> <p>(2) 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や地域の関係機関など、様々な人との関わりの中で共に学び合う環境を醸成していくことにより、保育所の活性化を図っていくことが求められる。</p>	<p>○主任保育士等の協力による保育所の研修システムづくり</p> <p>○職員全員の研修の意義及び必要性の共通理解</p> <p>○職員一人一人の経験や特質等に応じた研修機会の確保</p> <p>○所内研修充実のための方法・方策</p> <p>○外部の資源の活用（専門家、専門機関等との連携、保育補助者の確保等）</p> <p>○実習生やボランティアの受け入れ等について</p> <p>○互いの保育を見合い、省察に努めることを研修に含めることが必要である。</p> <p>○児童福祉施設最低基準第7条の2 「児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。」</p> <p>②児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」</p>

前回（第 11 回）の検討会における主な意見

【増田委員より第 4 章、第 7 章についての説明】

○—委員 ●—事務局

- 第 4 章・第 7 章のたたき台(案)を作成するに当たり、まず、各保育所が、創意工夫を図り、独自性を出していくこと。また、乳幼児の最善の利益を考慮するということ。子どもと保護者と、さらに地域の子育て家庭の支援と、主に 3 つの役割と機能が保育所にあるということを基にしながら、保育の計画や評価を考えた。
- 総則の「保育所の社会的責任」に、保護者及び社会への適切な説明責任の発揮、苦情解決、個人情報保護への対応等があり、このことは第 4 章、第 7 章の内容と深く関わってくる。
- 保育士の国家資格化に伴い、明確にされた保育士の二つの業務が適切に行われることが求められている。そして、今日の子ども、家庭、社会の変化に対応した「保育の計画」が必要不可欠である。
- 具体的な指導計画の作成、保育の実施、それら进行评估するという、このサイクル（「計画→実践→省察→評価→改善→計画」）を通して、保育所の機能と質の向上に努めることが必須のものとして求められる。
- 自己評価を基盤とする外部評価、公表を視野に入れた記載や、公表の在り方なども重要な課題である。つまり、適切な評価を受けることにより、社会的な責任を果たし、広く保護者・地域との協働による子育て・子育てが可能になるのではないか。
- 保育所の計画、実践、評価が、かなり時間をかけて保育現場に浸透してきたことを尊重しつつ、現「保育所保育指針」の「総則」の中の「保育の計画」及び第 11 章「保育の計画作成上の留意事項」に示されている内容については、本改定においても重要性を有するものは継続する。
- 保育所をめぐる変化の中で特に盛り込まれる事項として、発達の連続性に考慮した小学校との連携の在り方や、障害のある子どもへの支援の在り方、また、保育の質の確保・向上に必須である「評価」についてなどがあり、重要である。
- 保育所では全体的な計画を「保育計画」としているが、「保育課程」という文言にしてはどうだろうかということがワーキングの中で検討された。「保育課程の編成」として、幼稚園の「教育課程」と同義に使えないかどうかを協議した。しかし、長年にわたって「保育計画」「指導計画」ということが浸透している中で、また「保育課程」という言葉についても、その十分な一定の定義がなされていないという状況の中で、今回のたたき台では今まで通り「保育計画」「指導計画」としたが、今後こうした検討も必要なのではないだろうか。

- 「(1)保育の計画の作成」で、全体的な計画の中で大切な要素である「一貫性があるもの」ということが今回のたたき台では抜けているので、検討をする必要がある。
- 「指導計画の作成」について、保育士の多様なかわりの必要性や長期的な指導計画を作成するときの配慮事項、あるいは行事等における内容や一日の生活の流れの中で調和的に活動を組み込んでいくというような事柄は、解説でよいのかどうか。
- 「3)障害のある子どもの保育」については、個別支援計画との関連性等の中で、さらにもどのようなことが必要かの検討が求められる。
- 「4)小学校との連携」の中で、小学校との連携はどのような表現の仕方が望ましいのか。「配慮すること」という表現で適切かどうか。また、「保育所から小学校へ資料を送付する」ということについても、共有する情報の内容も含めてさらに検討し、どこまで本体に示すのか、解説書に回すのかの検討が必要である。
- 「2.保育の評価等」では、自己評価と外部評価を今回の指針の中でどのように取り扱っていくのか。また、結果の公表についても保育所における第三者評価、「認定こども園」での評価・公表の表示の仕方等を合わせて考えていくことが求められる。
- 評価について検討する上での参考資料として「就学前の保育・教育を一体とした総合施設のサービスの質に関する研究」の報告書から提出した。「保育の質の向上・組織力の強化のための PDCA のサイクル」は、今までも論じられてきたことであり、第7章ともかかわりがあるが、ここでの特徴は園の評価をするときに一人一人の職員の自己評価を基盤にすることである。しかもその評価が1回限りの評価ではなくて、一人一人の保育者の自己変容というものを大切にしたい評価、しかもその評価を園内研修という場を活用しながら行い、そうした職員の自己評価に基づく園としての評価を施設長が行い、それらを外部評価につなげて公表し、さらに課題の改善に向けて循環をしていく。その園内研修と外部評価の関連性について、図示している。

【第4章「保育の計画及び評価」についての検討】

- 計画を作るということはわかるが、例えば計画を保護者や保育施設を利用している人たちに公表するということが必要なかどうか。評価のところで「保護者や地域住民との意見を聞くように努めなければならない」とあるが、計画の公表はどのように位置付けられているのか。園の中の職員だけが知っていればよいのか、保護者も含めてなのか。それは園の裁量に任せるのか？
- 現行の第三者評価等の公表というものは、保育全体の保育内容・運営等がわかる項目についてのABC等の評価と全体的な評価結果が打ち出されるので、計画そのものが示されるものではない。ただし、それぞれの園がそれぞれの園の保育について、基本方針や具体的な計画を保護者に伝えながら、共に計画を作るというところまでやっている園もある。

- 第7章「保育の評価等」の中で、「保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない」という努力義務を課している。保育所の保育方針などをベースにした上での公表であり、そこは園の判断であるが、前提としては、基本的には外部の方に出していくという流れになっている。
- 現場で起きている **PDCA** というのは、しばしば形式的なことにこだわり過ぎている。ここで視点として導入するというのが、保育の評価の自己点検あるいは外部評価という組み立ての中で、どういう形の説明になるのか心配である。
- PDCA のサイクルは企業の方から導入されたという経緯がある。その際に、本当に目に見えるところで「できた」「できなかった」という評価に陥る危険性を持っている。評価にとって大事なことはやりとりであり、自分の保育を振り返り、省察をするときに仲間と、あるいは時には外部の人も交え、その中で課題を明確にしていくことが重要である。保育という営みが一人一人の職員の資質・力量が高まることを基盤にしながらも、組織として動いていくことが大切であり、こうした自己評価を園内研修等とつなぎ合わせ、また外部評価・公表する際にも、外との特に利用者等とのやりとりをすることによって、評価をすることによって陥る危険性を避けられるのではないか。
- PDCA という言葉が最近独り歩きをしている。「幼稚園教育要領」の考え方では、平成元年の時から、まず子どもの実態を見る。より理解をしてから、計画を立てる。立てたら実践する、それで反省して、評価して、それを修正して幼児理解にもう一回結び付けるということが、ずっと言われてきている。それをあえて、こういう企業的な表現に変える必要があるのかどうか。これまでしてきたことで十分対応できていると思う。
- 「チェック」の C が、やはりただチェック表をチェックするということになってしまうと心配である。これまで立てた計画や子ども理解がよかったのかどうかということを、みんなで話し合いながらそれを修正することであり、単なるチェックではない。
- 保育所によって保育計画と指導計画との違いを把握していない所が結構ある。具体的な説明や何らかの補足が必要かもしれない。
- 指導計画の公表について、本年度からは月案等を保護者の方に提供している。それにより保育者の責任感と保護者への理解はできた。
- 指導計画と次に出てくる研修も含めて、実際のところ保育園では、幼稚園と違って本当に大変で時間を取れない部分である。研修と計画などの記録をどのようにしていくのか。本来はその時間を確保できるようなことが必要ではないのか。
- 計画の作成や記録になかなか時間が取れない状況は理解できる。事務局の提案だが、ITを活用して、事務の省力化をしっかりと現場でもやっていただきたいと、その辺はまだ改善する余地がかなりあると思う。
- 3歳未満児のところは、個々の子どもの計画を今回は原則として作らないで「必要に応じて個別的计划を作成する」という書き方になっているが、現行より後退させる必要はないのではないか。

- 個人情報をごどのように解するかはとても難しいことである。幼稚園指導計画は個別の指導計画を立てることはないが、毎日保育後に一人一人の個人簿に記録している。それについて、もし情報を開示しろと言うのであれば開示できるだろう。つまり一人一人丁寧に見るといえるのは計画で見るとはなくて、どう活動したかを記録で見ている。
- プライバシー保護あるいは個人情報開示との関連で言えば、保育所におけるその子どもに直接かかわる情報はすべて開示の対象になるということを前提としながら、保護者とともに子どもの指導計画を考えたり、保護者にわかりやすい形で提供できるような整理を常日ごろ保育者はしている。
- 「4)小学校との連携」で、学校と保育所あるいは幼稚園も、情報を共有することは非常に大事なことだが、保育所から子どもの育ちを支えるための資料が小学校へ送付されるとなると、個人情報保護という法律との兼ね合いで、整合性が問題になると思う。
- 基本的に保育所の情報が他機関に流れることについて縛りを設けている市町村もある。保護者が求めた場合には書類を書くという形で、しかもその書類は保護者の手を介してであり、それほど情報の共有化は難しい時代になっている。個人情報保護との絡みを押さえておかないと、一方的に情報が保育所から教育委員会に流れることについて、あちこちで問題が起こってしまうのではないかと。
- そこは第 1 章の社会的責任のところ、人権・プライバシーへの配慮ということをしつかりと押さえることが基本である。幼稚園では指導要録が就学する小学校にきちんと伝達されるという仕組みがある一方、保育所ではそれが行き渡っておらず、幼稚園と同様にということ、あえて明示させていただいている。その様式等については、恐らく解説の中で基本的な枠組みを作って提示することが必要である。ここはプライバシーに十分配慮した情報の伝達・やりとりも押さえた上での対応である。
- 守秘義務の問題と、子どもの最善を考えると保護者の承諾を得なくても伝えた方がよい情報もあり、その辺が非常に難しくなっている。それから、保育園から幼稚園に変わる場合も、子どもに関する資料が幼稚園に送られなくなっていることが、地域の中で言われていることもある。
- 小学校との接続というのは、書類を渡し合うという情報共有だけではなく、育ちの連続性という意味も含めてのことである。そしてそれは言うまでもなく、小学校に合わせていくものではなく、就学前の保育で育ってきたことやこれからの可能性といったものも含めて、とらえていく必要がある。また、「顔」が見える連携も重要である。
- 平成 18 年 9 月 15 日に両省から「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」という通知が出ている。その中に「幼稚園の子どもについては指導要録の抄本の小学校への送付が行われているが、幼稚園の子どもに限らず認定こども園のすべての子ども、更には認定こども園以外の保育所等の子どもも含め、子どもの育ちを支えるための同様の資料の送付が行われるようにされたい」とある。

- 基本的にはそれをベースにして、原案を作らせていただいている。基本的な考え方は一にして、システムをつくっていかなくてはいけない。昨年10月1日の認定こども園の施行に合わせて施行通知を局長・課長名で流させていただき、それぞれ所管の市町村および教育委員会にお願いしており、性格としては指導通知である。そこはむしろ1歩進めて、告示に盛り込み、しっかりとやらせていただくような手だてを講じていきたい。
- 「子どもの育ちを支える資料」という、この支えるというところに大変意味合いがある。その支えるということが具体的にどういうことなのか。保育所だけではなくて、保護者も含めて理解できるよう、さらに検討してわかりやすいものにしていく必要がある。
- 保育現場で子どもたちの育ちを伝える資料を園で蓄積しているということが、この計画と評価のたたき台の中で見えてこない。計画もやはり子どもたちの実態把握があつてこそその計画であり、計画の前の実態把握をもう少し強調した方がよい。
- 「保育の評価等」の「適切に項目設定する」ということの内容をもう少しイメージしやすいようにするとよいのではないか思う。
- 保育の評価をすることは項目を設定していくことなのか、実は国際的に言えば保育の質の評価の議論と重なってくる。項目やチェックリストによって量的な評価を行うのか、記録によって子どもの育ちの質というものを保障し、子どもの発達や活動の意味をとらえ評価していくのかというところの分かれ目の表現である。量的な評価をすればよいのではなく、質的な子どもの育ちを押さえた文言にしていきたい。
- 「2.保育の評価等」には、一人一人の子どもの保育についての評価と、保育所全体の保育の評価と二つの事柄が入っているが、分けて記述をした方がよいのではないか。
- 「2.保育の評価等」は、組織の評価をベースにして作成している。個人の問題については、「指導計画の展開」の「記録し、これに基づき、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して評価し、その改善に努める」というところで押さえることができるという整理ではどうか。
- 生活の連続性あるいは発達の連続性を考えた場合に、放課後児童クラブとの接続を考えるとよいのか。
- 放課後児童クラブについては、実態として今プランを作ろうという形で進めているので、取り組みとしては課題だと思っているが、それをどこにどう盛り込むか等については、さらに検討させていただきたい。
- 放課後児童クラブについては、地域によってさまざまで、保育者として専門性のある職員がいないような学童保育や、あるいは自治体が独自の全児童放課後対策事業もあり、今後もまだまだ変わりそうなので、その辺をどのように明記していくのか。
- 第三者評価がいきなり始まり、保育園では相当混乱したという実態がある。いきなり評価をされるのではなく、評価の前の保育のアドバイスが必要だと思う。
- 第三者評価について保護者は、中立公正な情報を得られると当初から説明されている。それがコンサルティング事業と混同されてしまうのは非常に抵抗がある。

- 「保育の評価等」というのは、基本的に施設長ならびに施設の資質水準を引き上げていく一つの手だてとして、第三者評価あるいは自己評価等が位置付けられているのだとすると、第7章「職員の資質向上」に移行させてはどうか。
- 保育計画を作成し、保育内容そのものを日々どのように展開していくのかというそのプロセスも含め評価していくことをベースにした。そのため、外部評価や第三者評価ではなく、むしろ自己評価を基盤にしたものとして取り組み、そこからのスタートということで、PDCA 自体が自己目的化するのではなく、むしろその必要性をそれぞれで認識していただいた上での評価である。計画とそれに基づく実践・振り返りという一連のプロセスと関連する内容なので、あえて第4章の中に盛り込むこととした。
- 「『保健計画』『食育の計画』『個別指導計画』なども指導計画の位置付けて」といったとき、こういうテーマは保育計画には入らないのかどうか疑問である。
- 保健計画あるいは食育の計画を作成する場合において、「全体の保育計画と指導計画に位置づけて」としたのと同様にお願いしたい。

【増田委員より第7章「職員の資質向上」についての説明】

- 「職員の資質向上」については、現行第13章「3.職員の研修等」に、かなり盛り込まれている。ただし、今回は全体の章が少なくなったにもかかわらず、この「職員の資質向上」が独立した章としてあるというところで、保育の質とその担い手である職員の資質向上が、非常に重要なものとして位置付けられたということである。
- 「保育所が、それぞれの施設の保育理念・保育目標等に基づき、保育所としての多様な機能を、組織体として果たすことが求められる」と、骨子において示したように、組織としてというところが重要な視点であり、施設長の役割が求められる。
- 「施設長のリーダーシップの下、職員一人一人が、組織体を構成する一員として、人間性、専門性を高め、組織としての力量を高めていく」ために、園全体の研修システムを構築し、職員全員が研修の意義や必要性について共通理解し、所内研修、派遣研修に主体的に参画できる環境が必要である。特に、所内研修について、外部との連携等その充実が求められる。
- 「職員の研修」の重要性について十分認識されているが、一方で、研修の機会が確保できる条件整備無しでは、告示としてこの章は成り立たないのではないかという思いがある。研修についてその機会の確保が厳しい中で、その辺りの条件整備が、今回のこの指針の提示とともにどこまでできるのかということが課題であろう。
- 「職員の研修」では、まず自己評価の重要性が最初に出ている。また、「評価及び点検などを踏まえ、保育所の課題について職員が共通理解を深め、協働して改善に努める」とあるが、園内研修等を活用しながら自己評価、園全体の評価につなげていくという考え方も踏まえて、ご意見をいただきたい。

【第7章「職員の資質向上」についての検討】

- 「職員の研修」とあるが、研修とするよりは自己研鑽という言葉を入れた方が、広がりが出てよいのではないか。研修というに限られたイメージがある。
- 基本的には、ここは研修の問題をベースにして議論していたので、研修という言葉を使っている。自己研鑽という言葉も盛り込んでいるが、その示し方などについて工夫させていただきたい。
- いきなり「施設長の責務」が入っているので、この前に施設長含めた職員全体の基本事項、資質向上とはいったい何のために行うのかといったことが必要なのではないか。
- 保育はチームワークの仕事なので、保育士同士のコミュニケーションの在り方、あるいはその職場のいわば運営の問題についても触れていったらよいのではないか。
- 「施設長の責務」として、施設長の自己研鑽の責務はあるが、施設長自身の研修の規定がないように思うので、職員の中に入っているのかもしれないが、施設長の責務の中にはやはり自分自身もというのはあった方がよいのではないか。
- 自己研鑽あるいは研修のための環境条件の整備について、研修においても、職員体制の補完について配慮しなければいけないというような文言があった方が、今後、一つの根拠になるのではないかと思う。
- 指針にいきなり条件整備のことを文言として盛り込むというのは難しい。そこはむしろ中間まとめをする中で、この指針をどのように進めていくのかということに関する文言として、別に整理するということはあり得るのではないかと思っている。
- 職員同士の他者評価等を含めることをニュアンスとして入れる必要がある。「自らの課題を自覚」する際、日本の反省的文化というのか、すべて自分を責めるのではなく、自らの特質や良さと課題をお互いに認め合うということが非常に重要である。それぞれの独自性・特質を生かすことをニュアンスとして入れていただきたい。
- 研修体制の前提となる人材の確保や定着が、今非常に危うくなっているのではないか。臨職や派遣や嘱託の保育者が増えている事態に対して、長期的な展望を持った人材育成をする視点を持っていただきたい。人材の確保や定着というの、資質向上のために必要であるという視点を盛り込んでほしい。
- 人材育成については非常に大事な視点である。この指針を具体化するに当たって、どのようなことが今後課題なのかについて、自治体の取り組みについての言及、あるいはそのための手だて等について、整理していききたいと思っている。
- 保育士が国家資格になったときから、専門性の質を高めなければならないという課題意識の下に、全国保育士会では研修体系の作成に取り組み、このたび完成した。保育士の階層別役割や研修目的、保育士に求められる専門性、それを軸にして保育士の専門性をまとめている。その体系の中でそれぞれの階層別に求められるカリキュラムを作り、これから展開していくところである。

- 保育指針の中で保育士、職員、施設長という様々な使い分けをしている。この章では「職員」という言葉がかなりあり、勤務体制、その待遇や研修の機会等について、課題がある中、「職員」はどこまでの範囲になるのか
- 最後に「学び合う土壌を醸成していく」という文言を加えた。職場全体で学び合い、また楽しみや喜びを共有し合うという雰囲気や環境を醸成していくということを盛り込んだが、語尾や全体のバランスなどもう少し検討していきたい。
- 「職員の資質向上」においては、一人一人の資質の向上とチームワークと園全体の人材のバランスという3つの事柄が重要であり、園全体の人的なバランスを配慮していくことが必要である。
- 評価というときに、計画があり、自己評価や他者評価も含めたさまざまな観点から基準等があり、またお互いのやりとりの中で評価をしていくことが重要である。点検というとは何か非常に一方的である。
- 基本的には第4章の自己点検評価を引っ張ってきた内容を書いているということなので、その辺の関係性を整理したい。ただ、ここで言っているのは、保育所の取り組みとして特に課題を明らかにした上で所内の研修をしっかりとすべきという内容である。
- 点検という言葉は好ましくない。子どもの育ちをみるということは点検ではなく、もっと温かいものの中に厳しさがあり、保育の流れにおける育ちを見ることである。たまたまPDCAの図の中にチェック、点検という言葉があって、それが入り込んだのか。その辺の用語の使い方の件でご配慮いただけないか。
- これは基本的には学校で用いる自己点検評価と同様、組織体全体の活動としてのありようをどう振り返り、その中で課題を明らかにして改善につなげていくということをベースにした「自己点検評価」である。個人の子どもたち自身を評価する、点検するのではなくて、組織体としての在り方であるが、表現などについては考えたいと思う。
- 保育所全体の保育の質の向上、保育集団としての全体の向上、そして職員一人一人の資質の向上というように、その三つを第7章に持ってくることは難しいのか。
- これまでの検討の経緯で、評価の問題と資質の向上は確かに連動するとしても、評価の部分すべて資質の向上でまとめると、結局それはマネジメントの話につながり、そうするとその性格をどう位置付けるかという問題が多分出てくるのではないか。
- 研修、保育の計画、保育内容、資質向上が連動するという視点が強調されるとよい。一人一人が研修してきても、それが組織体として充実していかないという現象ある。研修後、所内でそのことが保育計画や保育内容に生かせるように。
- 4章の「2.保育の評価等」は、あくまでも保育計画とそれに基づく実践を振り返るという意味で置かれているが、ともすると「保育の評価等」という見出しは、第三者評価などを連想させるので、例えば「保育の計画の振り返り」というような言葉にした方がよいのかもしれない。